

閣議決定「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（雇用対策関係）に関する会長声明

平成27年12月25日
全国社会保険労務士会連合会
会長 大西 健造
(社労士制度推進戦略室)

平成27年12月22日に行われた閣議決定「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」の4の(1)「職業安定法(昭22法141)、雇用対策法(昭41法132)及び雇用保険法(昭49法116)」について、以下のとおり、声明を發表します。

当会は、平成22年8月2日付けの厚生労働大臣あて要請書において、職業安定行政を含む労働行政は、国が責任を持って執行すべき行政分野であり、地方公共団体は、これと相まって地域の実情に応じた雇用に関する施策を講ずべき旨述べた。

この度の閣議決定は、「地方版ハローワーク」（地方公共団体が自ら実施する無料職業紹介）の創設、雇用対策における国と地方公共団体の連携に関する新たな枠組みの創設、国の無料職業紹介事業等と地方公共団体の雇用に関する施策を一体的に実施するサービスの法定化等を定めるもので、全国一律の安定的な雇用保険制度に支えられた全国的なハローワークのネットワークを維持しつつ、これらの新たな仕組みを加えることで、国と地方が一体となって雇用対策に積極的に取り組む体制を確立したものと高く評価できる。

当会としては、この閣議決定に基づく対応が図られることにより、利用者たる国民の視点に立ったサービスが提供されることを強く望むものである。

今後、この閣議決定に基づいて展開される新たな雇用対策について、事業における労務管理その他の労働に関する事項についての専門家で国家資格者である社会保険労務士が、全面的に協力していくことを表明する。